

(別紙)

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）の一部を改正する件 新旧対照条文

○ 昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める等の件）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表 第一 ほ場試験 一 試験ほ場 (一) 試験ほ場の選定 試験ほ場は、供試農薬が畑地又は樹園地において使用される場合にあつては畑地として利用されてきたほ場、水田において使用される場合にあつては水田として利用されてきたほ場とし、イからニまでに適合し、かつ、土壌の特性の異なるものを二箇所以上選定するものとする。ただし、やむを得ない事情により土壌の特性の異なるほ場を選定できない場合にあつては、気象その他土壌の特性以外の条件の異なるほ場を選定して試験ほ場とすることができる。		別表 第一 ほ場試験 一 試験ほ場等 (一) 試験ほ場 試験ほ場は、二箇所以上とし、判定に支障を及ぼすおそれのある農薬の散布がされたことのないものであり、かつ、土性、母材、その他の土壌の特性の異なるものを選定するものとする。ただし、やむを得ない事情により土壌の特性の異なるほ場を選定できない場合にあつては、気象その他土壌の特性以外の条件の異なるほ場を選定して試験ほ場とすることができる。	
イ 試験ほ場が畑地の場合にあつては黒ぼく土からなるほ場を、試験ほ場が水田の場合にあつては灰色低地土からなるほ場を一箇所含むこと。			

ロ 作物を栽培していない裸地であること。

ハ 判定に支障を及ぼすおそれのある量の農薬等を含まないこと。

ニ 試験ほ場が畑地の場合にあつては散布した農薬が表面流出するような傾斜及び明瞭な亀裂がなく、試験ほ場が水田の場合にあつては漏水が少なく通常の水管理が実施できること。

(二) 試験ほ場の管理

試験ほ場が水田の場合にあつては、落水させず、表面流出しないように管理するものとする。

(三) (略)

二 試験の手順

(一) 農薬の使用

イ 農薬の使用回数是一回とし、当該農薬に係る法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載のうち供試農薬を使用することができる総回数（以下「申請総回数」という。）が一回の場合にあつては一回の使用で含まれる有効成分の最大量を、当該農薬に係る申請総回数が複数回の場合にあつては一回の使用で含まれる有効成分の最大量の二倍の量を目安に投下する。ただし、使用量が少量であり、土壌中の有効成分の残留量の分析又は推定半減期の算出が困難となる場合には、分析又は算出が可能となる程度まで投下量を増加させるものとする。

(二) 試験作物

試験ほ場において栽培する作物は、当該農薬に係る法第二条第二項第三号の事項についての申請書の記載（以下「申請使用方法等」という。）に基づいて通常当該農薬が使用されると認められる作物とする。

(三) (略)

二 試験の手順

(一) 農薬の使用

試験作物に対し、当該農薬に係る申請使用方法等に従つて農薬を使用する。この場合において、申請使用方法等に基づく農薬の使用方法が二以上あるときは、当該二以上の使用方法のうち農薬の成分物質等が二分の一に減少する期間が他の使用方法より短いと認められるものを省略することができる。

ロ 希釈して使用する農薬の十アール当たりの散布液量は、試験ほ場が畑地の場合にあつては三百リットル、試験ほ場が水田の場合にあつては百五十リットルを目安とする。

ハ 農薬は、ほ場全体に均一に散布する。

(二) 試料の採取

イ 採取の方法

試料は、試験ほ場ごとに、一回の採取において、均等に採取できる八以上の地点（二回目以降の採取においては、既に採取した地点から五十センチメートル以上離れた地点）から、試験ほ場が畑地の場合にあつては地表面から十センチメートルの深さまでの土壌及び十センチメートルの深さから二十センチメートルの深さまでの土壌を、試験ほ場が水田の場合にあつては地表面から十センチメートルの深さまでの土壌及び田面水を、内径五センチメートル以上の採土管により採取し、それぞれ均一に混合したものとする。この場合において、試験ほ場が水田であるときは、土壌と水層の境界面を攪乱しない方法で、土壌及び田面水をそれぞれ採取する。

ロ 採取の時期及び回数

試料の採取は、農薬の使用の直前及び直後にそれぞれ一回、その後において四回以上行うものとする。

(二) 試料の採取

イ 採取の方法

試料は試験ほ場ごとに、一回の採取において四以上の地点から採取した土壌を均一に混合したものとし、それぞれの地点においては、土壌を地表面から十センチメートルの深さまで柱状に採取する方法により、二百グラム以上の土壌を採取するものとする。この場合において、試験ほ場が水田であるときは、土壌を田面水とともに採取する。

ロ 採取の時期及び回数

試料の採取は、農薬の使用の直前（数次にわたり農薬を使用するときは、最初の使用の直前）及び直後（数次にわたり農薬を使用するときは、最終の使用の直後。三イにおいて同じ。）にそれぞれ一回、その後において四回以上行うものとする。

ハ 試料の保存

試料は、採取後、速やかに、分析に供するものとするが、やむを得ない事情があるときは、凍結その他の試料及び農薬の特性を踏まえた適切な保存方法で保存し、安定性を確認した上で分析に供することができる。

(三) 試料の分析

試料の分析は、畑地にあつては採取した層ごとに、水田にあつては土壌と田面水を分けて、次に掲げる方法により行う。

イ 分析対象物質

分析対象物質は、当該農薬の成分物質等とする。ただし、残留量がきわめて微量であること、毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められる物質については、分析は要しない。

ロ 分析方法

分析方法は、必要な精度、定量限界及び回収率を有するものとし、分析対象物質の残留量は、試料が土壌の場合にあつては乾土当たりの重量比で、試料が田面水の場合にあつては試験ほ場の田面水に含まれる農薬の量で表わす。

三 判定

ほ場試験において当該農薬の成分物質等の残留量（水田の場合にあつては、土壌中及び田面水中の成分物質等の合計量。以下同じ。）が土壌中において二分の一に減少する期間が百八十日未満である旨の判定は、試験ほ場ごとに、次に定めるところによる検討に基づ

ハ 試料の保存

試料は、採取後、速やかに、分析に供するものとするが、やむを得ない事情があるときは、凍結保存をした上、分析に供することができる。

(三) 試料の分析

イ 分析物質

分析物質は、当該農薬の成分物質等とする。ただし、残留量がきわめて微量であること、毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められる物質については、分析は要しない。

ロ 分析方法

分析方法は、必要な精度、検出限界及び回収率を有するものとし、分析物質の残留量は、乾土当たりの重量比で表わす。

三 判定

ほ場試験において当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する期間が百八十日未満である旨の判定は、試験ほ場ごとに、次に定めるところによる検討に基づいて行うものとする。

いて行うものとする。この場合において、有効成分が複数であるときは、有効成分ごとの成分物質等で判定する。

イ 試料中の農薬の成分物質等について、その残留量の分析値により減少曲線を作成し、最大残留量に達した時から二分の一に減少する期間が百八十日未満であることを確認する。

ロ イに規定する分析値については、農薬の成分である物質が化学的に変化して生成した物質は、その変化前の農薬の成分である物質と同一の種類の物質として算定するものとする。

第二 削除

イ 農薬の使用の直後における採取の時から百八十日未満に採取した試料について、農薬の各成分物質等につき、それぞれ、その残留量の分析値を比較し、二分の一以下に減少した値が確実に示されているかどうかを確認する。ただし、二(三)イただし書に規定する物質については、残留量の比較は要しない。

ロ 農薬の各成分物質等について、それぞれ、その残留量の分析値により減少曲線を作成し、これに基づく減少の傾向とイの規定による確認の結果を照合する。

ハ イ及びロに規定する分析値については、農薬の成分である物質が化学的に変化して生成した物質は、その変化前の農薬の成分である物質と同一の種類の物質として算定することができる。

第二 削除